|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１** |  |  |
|  | **商品のしくみ** |
|  |  |

（＊１）「**3大疾病入院支払日数無制限特則**」を適用することにより、所定の3大疾病や８大疾病による入院について保障内容を充実させることができます。

**▌ご要望に応じて付加できる特約一覧**

* この商品は、引受基準を緩和することで健康に不安のある方でも加入しやすいように設計された、病気やケガによる所定の入院・手術等を一生涯にわたって保障する商品です。
* 各種特約の付加等により、保障内容を充実させることができます。

**一生涯保障**

**一生涯保障**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |
|  | **【主契約】** |  |  | **疾病入院給付金**（＊１） | **給付限度の型**  **120日型**  **60日型** |
|  | **引受緩和型**  **医療終身保険**  **（無解約払戻金型）** |  |  |  |  |
|  |  |  | **災害入院給付金** | **給付限度の型**  **60日型**  **120日型** |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | **手術給付金** | **手術給付金の型**  **手術Ⅰ型**  **手術Ⅱ型** |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | **放射線治療給付金** |  |
|  |  |  |  |  |  |

**主契約の保険料  
払込期間満了まで**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  | **引受緩和型**  **入院一時給付特約** |  |  | **入院一時給付金** | | | | |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  | **引受緩和型**  **女性疾病入院特約** |  |  | **女性疾病入院給付金** | | | **給付限度の型**  **120日型**  **60日型** | |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  | **引受緩和型**  **退院後通院特約** |  |  | **通院給付金** | | | | |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  | **引受緩和型**  **先進医療特約** |  |  | **支払削減期間**(＊2) | **先進医療給付金** | | | |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  | **引受緩和型**  **特定疾病一時給付特約** |  |  | **特定疾病一時給付金** | | **保障範囲の型**  **３大疾病保障型**  **がん保障型** | | **給付金額の型**  **初回２倍型**  **同額型** |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  |  |  |  |  | | | | |
|  | **引受緩和型抗がん剤・**  **ホルモン剤治療特約** |  |  | **抗がん剤・ホルモン剤治療給付金** | | | | |
|  |  |  |  |  | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **引受緩和型３大疾病**  **保険料払込免除特約** |  |  | **保険料の払込みの免除** | **保障範囲の型**  **上皮内がん保障なし型**  **上皮内がん保障あり型** |

|  |
| --- |
| （＊２）責任開始日から契約日の１年後の応当日の前日までの期間をいいます。支払削減期間中に先進医療給付金の支払事由が生じた場合、先進医療給付金の支払額は５０％に削減されます。 |

※給付限度の型や特約の組合せ等については所定の制限があります。

※申込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込回数、保険料等については申込書（情報端末上の申込画面を含みます。）の該当箇所を必ず確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | ■**この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、保険料は当社の他の医療保険と比べて割増しされています。**  ■**健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の医療保険に加入いただける場合があります。（ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。）**  ■**責任開始日から契約日の１年後の応当日の前日までの支払削減期間中に先進医療給付金の支払事由が生じた場合、先進医療給付金の支払額は５０％に削減されます。** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **２** |  |  |
|  | **保障内容** |
|  |  |

* この商品で支払われる給付金や保険料の払込みの免除は次のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」（当冊子）を確認ください。**なお、特約・特則については、ご契約に付加または適用されている場合の取扱いとなります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **給付金名称** | **支払事由の概要** | **支払額** | **支払限度** |
| 引受緩和型医療終身保険（無解約払戻金型）【主契約】 | **疾病入院 給付金** | 病気で1日以上の入院をされたとき | 入院給付日額 ×入院日数 | 1回の入院につき：  60日型は60日  120日型は120日  通算：1,095日  【３大疾病入院支払日数  無制限特則適用の場合】  所定の８大疾病により入院された場合は、１回の入院の支払限度を60日延長します。また、所定の３大疾病により入院された場合は、１回の入院および通算の支払限度を超えてお支払いします。 |
| **災害入院 給付金** | ケガで1日以上の入院をされたとき | 入院給付日額 ×入院日数 | 1回の入院につき：  60日型は60日  120日型は120日  通算：1,095日 |
| **手術給付金** | 公的医療保険制度の対象となる所定の手術（骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術を含む）を受けられたとき | 1回につき、  【入院中の手術】  〈手術Ⅰ型〉  入院給付日額×10倍  〈手術Ⅱ型〉  入院給付日額  ×10・20・50倍  【外来の手術】  〈手術Ⅰ型・Ⅱ型ともに〉  入院給付日額×５倍 | 支払回数無制限 |
| **放射線治療 給付金** | 公的医療保険制度の対象となる所定の放射線治療を受けられたとき | 1回につき、  入院給付日額×10倍 | 支払回数無制限  （60日に1回） |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **給付金名称** | **支払事由の概要** | | | **支払額** | **支払限度** |
| 引受緩和型  入院一時給付特約 | **入院一時 給付金** | 病気やケガで主契約の入院給付金が支払われる1日以上の入院をされたとき | | | 1回につき、  給付金額 | 支払回数無制限  （180日に1回） |
| 引受緩和型女性疾病入院特約 | **女性疾病**  **入院給付金** | 女性特定疾病で１日以上の入院をされたとき | | | 女性疾病入院  給付日額  ×入院日数 | １回の入院につき：  60日型は60日  120日型は120日  通算：1,095日  【主契約に３大疾病入院支払日数無制限特則適用の場合】  所定のがん（＊１）により入院された場合は、１回の入院および通算の支払限度を超えてお支払いします。 |
| 引受緩和型退院後通院特約 | **通院給付金** | 病気やケガで主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、その原因となった病気やケガにより、次の通院対象期間中に、通院をされたとき  ・入院の原因が、所定のがん（＊１）以外のときは、その入院の退院日翌日から180日以内の期間  ・入院の原因が、所定のがん（＊１）のときは、その入院の退院日翌日から5年以内の期間 | | | 通院給付日額  ×通院日数 | １回の通院対象期間中の  通院につき：30日  通算：1,095日  ただし、入院の原因が、所定のがん（＊１）のときは、がんによる通院対象期間中の通院について、１回の通院対象期間中の通院および通算の支払限度を超えてお支払いします。 |
| 引受緩和型  先進医療特約 | **先進医療**  **給付金** | 所定の先進医療による療養を受けられたとき | | | 先進医療にかかる  技術料と同額  支払削減期間（＊２）中は上記金額の50％ | 通算2,000万円 |
| 引受緩和型  特定疾病一時給付特約 | **特定疾病**  **一時給付金** |  | がん  保障型 | 所定のがん（＊１）になられたとき | 初回  初回２倍型：  基準給付金額×２倍  同額型：  基準給付金額  ２回目以後  １回につき、  基準給付金額 | 支払回数無制限  （１年に１回） |
| ３大疾病  保障型 | | 所定の心疾患になられたとき | 支払回数無制限  （１年に１回） |
| 所定の脳血管疾患になられたとき | 支払回数無制限  （１年に１回） |

（＊１）上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

（＊２）責任開始日から契約日の１年後の応当日の前日までの期間をいいます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **給付金名称** | **支払事由の概要** | **支払額** | **支払限度** |
| 引受緩和型抗がん剤・  ホルモン剤治療特約 | **抗がん剤・**  **ホルモン剤**  **治療給付金** | 所定のがん（＊）を原因として、公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤・ホルモン剤による治療のための入院または通院をされたとき | １カ月につき、  給付金額 | 通算60カ月  （同一月に１回） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **保険料の払込みの免除事由の概要** | |
| 引受緩和型３大疾病  保険料払込免除特約 | **上皮内がん保障あり型** | **上皮内がん保障なし型** |
| 所定のがん（＊）・心疾患・脳血管疾患になられたとき、以後の保険料の払込みを免除 | 所定の悪性新生物・心疾患・脳血管疾患になられたとき、以後の保険料の払込みを免除   |  | | --- | | **悪性新生物には、以下を含みません。**  **・上皮内がん**  **・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん** | |

　（＊）上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

* 引受緩和型３大疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による所定の高度障害状態または身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

|  |
| --- |
| 【保障内容に関する注意事項】  ■給付金のお支払いや保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。 ただし、責任開始時前に生じた病気を原因として入院等をした場合でも、責任開始時以後にその病気の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある病気が生じたことにより、入院等の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除の対象となります（引受緩和型特定疾病一時給付特約および引受緩和型３大疾病保険料払込免除特約におけるがん（または悪性新生物）による場合や、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は対象となりません）。   * 被保険者が死亡された場合、主契約・特約ともに消滅し、保障はなくなります。   また、この商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡されたときに解約払戻金がある  場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **引受緩和型医療終身保険（無解約払戻金型）【主契約】について** |

* 入院を２回以上した場合でも１回の入院とみなすことがあります。例えば、疾病で２回入院した場合、初回入院の退院日の翌日から１８０日以内に開始した２回目の入院は、その入院の原因にかかわらず、初回入院とあわせて１回の入院とみなし、１回の入院の支払日数の限度を適用します。
* 手術給付金の支払額の倍率は、手術給付金の型に応じて、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 手術Ⅰ型 | 手術Ⅱ型 |
| 入院中 の手術 | 所定の３大疾病による手術 | 所定の開頭術・開胸術・開腹術 | １０倍 | ５０倍 |
| 上記以外の手術 | ２０倍 |
| 所定の３大疾病以外による手術 | | １０倍 |
| 外来の手術 | | | ５倍 | ５倍 |

* 開頭術・開胸術・開腹術には、穿頭術・胸腔鏡下手術・縦隔鏡下手術・腹腔鏡下手術を含みません。
* 手術給付金について、次の手術はお支払いの対象となりません。

・傷の処理（創傷処理、デブリードマン）　・切開術（皮膚、鼓膜）　・抜歯手術

・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

・異物除去（外耳、鼻腔内）　・鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）

・魚の目、タコ手術（鶏眼・胼胝切除術）

* 骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術に対する手術給付金は、責任開始日から１年経過後の手術についてお支払いします。
* 主契約における、３大疾病、８大疾病の疾病の種類は次のとおりです。

３大疾病：所定のがん（＊）、心疾患、脳血管疾患

８大疾病：所定のがん（＊）、心疾患、脳血管疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患、糖尿病、

高血圧性疾患・大動脈瘤等

（＊）上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **引受緩和型入院一時給付特約について** |

* 主契約に３大疾病入院支払日数無制限特則が適用されていない場合、主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金をいずれも通算の支払限度までお支払いしたときには、引受緩和型入院一時給付特約は消滅します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **引受緩和型女性疾病入院特約について** |

* 主契約に３大疾病入院支払日数無制限特則が適用されていない場合、女性疾病入院給付金を通算の支払限度までお支払いしたときには、引受緩和型女性疾病入院特約は消滅します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **引受緩和型退院後通院特約について** |

* 主契約に３大疾病入院支払日数無制限特則が適用されていない場合、主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金をいずれも通算の支払限度までお支払いしたときには、引受緩和型退院後通院特約は消滅します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **引受緩和型先進医療特約について** |

* 療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
* 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症（対象となる疾患・症状等）が定められており、医療行為、医療機関および適応症等によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
* 先進医療給付金を支払限度までお支払いした場合には、引受緩和型先進医療特約は消滅します。
* 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **引受緩和型特定疾病一時給付特約について** |

* 特定疾病一時給付金は、保障範囲の型に応じて、次のいずれかの支払事由に該当したときにお支払いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 疾病の  種類 | 支払事由の概要 | |
| 初回 | ２回目以後  (疾病の種類ごとに  直前の支払事由該当日の  １年後の応当日以後） |
| がん（＊） | 責任開始時以後に初めて所定のがん（＊）と診断確定されたとき  （責任開始日の５年前の応当日の翌日から責任開始時までに所定のがん（＊）と診断確定されていないことを要します） | 責任開始時以後に診断確定された所定のがん（＊）の治療のための入院をされたとき |
| 心疾患 | ①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき | （同左） |
| 脳血管  疾患 | ①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき | （同左） |

* 所定のがん（＊）による特定疾病一時給付金は、責任開始日から９０日経過後に所定のがん（＊）と診断確定された場合にお支払いします。なお、次のいずれかに該当した場合、がん保障型の引受緩和型特定疾病一時給付特約は無効となります。  
  ➀責任開始日の５年前の応当日の翌日から責任開始時までに所定のがん（＊）と診断確定されていた場合  
  ➁責任開始日から９０日以内に所定のがん（＊）と診断確定された場合

（＊）上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約について** |

* 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、次の①および②をともに満たす場合にお支払いします。

➀責任開始日の５年前の応当日の翌日から責任開始時までに所定のがん（＊）と診断確定されていないこと

②責任開始時以後に診断確定された所定のがん（＊）を原因として、公的医療保険制度にもとづく医科（歯

科）診療報酬点数表によって所定の抗がん剤・ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定さ

れる入院または通院をされたこと

* 抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、支払事由に該当する入院または通院をされた日とします。
* 処方せん料が算定される通院をされた場合でも、その処方せんにもとづく抗がん剤・ホルモン剤の支給を実際に受けていないときは、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払対象となりません。
* 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金は、責任開始日から９０日経過後に診断確定された所定のがん（＊）を原因とする場合にお支払いします。なお、次のいずれかに該当した場合、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は無効となります。  
  ➀責任開始日の５年前の応当日の翌日から責任開始時までに所定のがん（＊）と診断確定されていた場合  
  ➁責任開始日から９０日以内に所定のがん（＊）と診断確定された場合
* 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金を支払限度までお支払いした場合には、引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約は消滅します。

（＊）上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **引受緩和型３大疾病保険料払込免除特約について** |

* 保障範囲の型に応じて、次のいずれかの保険料の払込みの免除事由に該当したときに以後の保険料の払込みを免除します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保障範囲  の型 | 疾病の  種類 | 保険料の払込みの免除事由の概要 |
| 上皮内がん保障あり型 | がん（＊） | 責任開始時以後に初めて所定のがん（＊）と診断確定されたとき  （責任開始日の５年前の応当日の翌日から責任開始時までに所定のがん（＊）と診断確定されていないことを要します） |
| 心疾患 | ①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき |
| 脳血管疾患 | ①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき  ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保障範囲  の型 | 疾病の  種類 | 保険料の払込みの免除事由の概要 |
| 上皮内がん保障なし型 | 悪性新生物 | 責任開始時以後に初めて所定の悪性新生物と診断確定されたとき  （責任開始日の5年前の応当日の翌日から責任開始時までに所定の悪性新生物と診断確定されていないことを要します）   |  | | --- | | **悪性新生物には、以下を含みません。**  **・上皮内がん　　・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん** | |  | |
| 心疾患 | 1. 所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき   ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき |
| 脳血管疾患 | 1. 所定の脳卒中を発病し、その治療のため、１日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき   ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続２０日以上の入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき |

* 所定のがん（＊）（または悪性新生物）による保険料の払込みの免除は、責任開始日から９０日経過後に所定のがん（＊）（または悪性新生物）と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。

（＊）上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **３** |  |  |
|  | **保険期間・保険料等** |
|  |  |

* 保険期間は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主契約・特約** | | **保険期間** |
| 主契約 | | 終身 |
| 特約 | 引受緩和型３大疾病保険料払込免除特約 | 主契約の保険料払込期間満了まで |
| 上記以外の特約 | 終身 |

* 保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は、それぞれ次のいずれかからお選びいただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **保険料払込期間** | **保険料払込回数** | **保険料払込経路** |
| ・終身  ・有期 | ・月払（年１２回払込み）  ・年払（年１回払込み） | ・口座振替扱  ・クレジットカード扱 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **４** |  |  |
|  | **解約払戻金** |
|  |  |

* 主契約については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。

主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の１０倍の解約払戻金があります。

* 特約は、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **５** |  |  |
|  | **契約者配当金** |
|  |  |

* この商品に、契約者配当金はありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **６** |  |  |
|  | **その他の注意事項** |
|  |  |

* 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
* ご契約後に、給付日額等の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した型および特則の適用有無の変更をすることはできません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **７** |  |  |
|  | **引受保険会社** |
|  |  |

* 引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社（日本生命グループ）です。
* 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターへ連絡ください。

|  |
| --- |
| はなさく生命お客様コンタクトセンター  ０１２０－８７３９－１７（通話料無料）  受付時間　月～土曜日　９：００～１８：００  （祝日、１２／３１～１／３を除く）  はなさく生命ホームページ：　https://www.life8739.co.jp/ |